

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第644号）

2023年1月12日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 中国銀行保険監督管理委員会、自動車金融業務の規範化に向けた通達を公表

中国銀行保険監督管理委員会は2022年12月30日、オートローンの提供など自動車金融業務の展開における金融機関及び自動車ディーラーの不正行為を意識し、『自動車金融業務の更なる規範化に関する通知』を公表しました。同通知は自動車金融業界の健全な発展を図り、金融機関に対し業務管理の強化を求めた上、業務上の禁止行為も明記しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 金融政策

- ✓ 『自動車金融会社管理弁法(意見募集案)』のパブコメ公開  
(中国銀行保険監督管理委員会、12/29)
- ✓ 『商業銀行のカストディ業務監督管理弁法(意見募集案)』のパブコメ公開  
(中国銀行保険監督管理委員会、12/29)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 中国銀行保険監督管理委員会、自動車金融業務の規範化に向けた通達を公表

中国銀行保険監督管理委員会(以下、CBIRC)は2022年12月30日、『自動車金融業務の更なる規範化に関する通知』<sup>1)</sup>(以下、通達)を公表しました。CBIRCは自動車金融業務に関連する金融リスクの防止を念頭に置き、自動車金融業務の健全性を向上させ、金融機関及び自動車ディーラーの不正行為を是正するため、本通達を打ち出しました。

通達は、「オートローンの適法性の確保の強化」、「自動車ディーラーに対する管理の強化」、「公正な競争の確保」、「消費者利益の保護の徹底」の4つの方面から、自動車金融業務の管理強化や金融機関などの禁止行為に関する内容を明記しています。通達の主な内容については図表1の通りです。

また、通達の宛先にはCBIRCの各地の出先機関や銀行、自動車金融会社に加え、企業グループのファイナンスカンパニーや金融リース会社(ファイナンスリース業務を手掛ける金融機関)も盛り込まれたことから、関連業務の展開に際してはご注意ください。

【図表1】通達の主な内容

#### ①オートローンの適法性の確保

- 金融機関はオートローン関連業務を展開する際、『オートローン管理弁法』(中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令[2017]第2号)に基づき、個人向けオートローンの提供をしなければならない。自動車購入者以外の個人に対するオートローンの提供を禁止する。
- オートローンに対する適法性、妥当性、真実性の審査を強化する。金融機関は付加物(カーナビやカーフィルム、充電スタンド、バッテリーなどの付属物に加え、保険、ソフトウェアなど自動車と関連するサービスを含む)融資業務を展開する際、真実性を証明できるエビデンスを有しなければならない。新車乗り出し価格、保証料など諸費用に対する融資の提供を禁止する。

#### ②自動車ディーラーに対する管理の強化

- 金融機関は『銀行業金融機関の外注リスト管理手引き』(銀監発[2010]44号)に基づき、健全な外注管理制度を構築しなければならない。金融機関は自動車ディーラーと自動車金融業務の連携を行う際、委託先となるディーラー、保証会社など第三者との間の業務を外注管理対象に盛り込まなければならない。与信審査、契約締結などリスク管理の中核的業務の外注を禁止する。
- 金融機関は連携先となるディーラーの資格要件を明確にし、ディーラーの資格に対する審査を強化し、リスト管理制度を導入しなければならない。ディーラーに対する訪問と評価を常に実施し、資格要件を満たさないディーラーとの連携を遅滞なく中止する。
- 金融機関はディーラーと業務連携を行う際、締結した契約書などに「ディーラーは金融機関の名義で、または顧客への金融サービスの提供を理由に、料金を請求してはならない。頭金の分に対する融資などルール違反の金融商品とサービスの提供も禁止する」との旨の文言を明記しなければならない。消費者の知る権利と自主選択権を守るため、消費者に対しローンの年利と手数料率を明確に伝えなければならない。「ローン違約金の免除」、「自動車に担保権設定不要」など事実と合わないPR術を使って消費者を誘導してはならない。消費者の意思に反し、抱き合わせ販売を行ったり、不合理な条件を設けたり、消費者に対し利用する金融機関を指定したりすることは禁止される。
- 金融機関はディーラーに対し、完全な金融サービス人員の人事ファイルを作り、関係人員の届出・登記及び評価管理を強化することを求めなければならない。届出をされていない人員が関連金融サービスを提供してはならない。

<sup>1)</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1087689&itemId=928>

**【図表1】 通達の主な内容（続き）**

### ③ 公正な競争の確保

- 金融機関は与信格付、利用するオートローンが同様な消費者（オートローン借入者）に対し、同じ利率を設定しなければならない。
- 利率水準とディーラーの手数料率の連動や、ディーラーによる利率の設定が禁止される。金融機関は各種オートローンの年率及び手数料率、ローン違約金、保証方式などの情報を公開しなければならない。ディーラーは消費者に対し、連携先となる金融機関が公開した上記情報を伝えなければならない。
- 金融機関はディーラーに対し高額の手数料（コミッション）を支払うことを通じ、ディーラーによる消費者への抱き合わせ販売、手数料の高い金融商品・サービスの利用勧誘を誘導してはならない。
- 金融機関はディーラーに対し不合理な高額の手数料を支払い、消費者に営業コストを転嫁してはならない。

### ④ 消費者利益の保護の徹底

- 金融機関は契約書に消費者の注意を引き付ける方式で、サービス内容や価格、双方の権利と責任などの重要情報を記載しなければならない。
- 個人の金融情報保護を強化し、オペレーションリスクの管理を厳格に実施する。金融機関は法令規則に違反し、個人の金融情報を収集、保存、利用、加工、移動してはならず、消費者の授権または了承を得ずに、第三者に対し個人の金融情報を提供してはならない。
- 金融機関が法令規則や通達に違反する行為がある場合、CBIRC及び出先機関は監督管理措置または行政処分を実施することが可能である。

（通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### 『自動車金融会社管理弁法（意見募集案）』のパブコメ公開

（原文：中国银保监会关于《汽车金融公司管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告）

中国銀行保險監督管理委員会 2022年12月29日公表

#### 【主要内容】

- CBIRCは改定後の『自動車金融会社管理弁法（意見募集案）』の意見公募（パブリックコメント）を開始するとした。同弁法の改定は08年以来14年ぶり。自動車産業の発展に伴い、自動車金融会社を取り巻く外部環境に大きな変化が起き、旧弁法がもはや現状と合わなくなったことが改定の背景にあるとした。パブコメの締切日は23年1月29日。主な内容は以下の通り。
- 自動車金融会社の事業内容を調整した。従来のエクイティ投資業務を削除した一方、付加物（カーナビやカーフィルム、充電スタンド、バッテリーなどの付属物に加え、保険、ソフトウェアなど自動車と関連するサービスを含む）融資業務やディーラー及びアフターサービス業者向け融資業務（部品、保守設備の調達など）、ファイナンスリース業務（セールアンドリースバックの方式）を追加した。
- 付加物融資金額は付加物の販売金額の80%を超えてはならない。販売金額が20万元を超える場合、融資金額は販売金額の70%を超えてはならない。
- コーポレートガバナンスについて、サイバーセキュリティやデータ安全の管理強化に関する内容を追加した。
- 株主などから取得した定期預金の期間（従来は3カ月以上）要件を撤廃し、通知預金の取り扱いを認めた。また、自動車金融会社による海外子会社の設立を認めた他、自動車金融会社に出資する非金融機関に対する総資産の要件も撤廃した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1087515&itemId=925&generalType=0>

#### 『商業銀行のカストディ業務監督管理弁法（意見募集案）』のパブコメ公開

（原文：中国银保监会关于《商业银行托管业务监督管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）

中国銀行保險監督管理委員会 2022年12月29日公表

#### 【主要内容】

- 中国銀行保險監督管理委員会は『商業銀行のカストディ業務監督管理弁法（意見募集案）』の意見公募（パブリックコメント）を開始するとした。商業銀行が手掛ける理財商品や信託、資産運用商品、年金などのカストディ業務の拡大に伴い、カストディ業務の健全な発展を促すことが目的であると説明した。同弁法は現行のカストディ関連規則との整合性を図りながら、商業銀行のカストディ業務に関する基本ルールを更に明確にした。パブコメの締切日は23年1月29日。主な内容は以下の通り。
- カストディ業務の内部管理について、健全なリスク管理体制の構築に加え、利益相反の防止など業務の独立性の確保、業務データ及び顧客情報の管理強化などを求めた。
- カストディ業務の外部管理について、保管商品及び外部業者に対するデューデリジェンスの強化、商品及び顧客リスト管理制度の導入を求めた他、リスク遮断や不当な関係会社間取引の防止、情報開示義務の徹底、販売会社などの外部業者のマーケティング活動に対する管理強化なども挙げた。
- この他、商業銀行によるカストディ業務の展開に関する要件や、業務範囲及び責任などに関する規定も明記した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1087478&itemId=951>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。